

高岡市

燃料価格高騰対策運送事業者等支援金

新型コロナウイルス感染症の影響下において、原油価格の上昇の影響を強く受けている市内の貨物自動車運送事業者の事業継続を支援し、物流機能の維持を図るための支援金を交付します。

支援対象者 ※主な要件（詳細は、市ホームページをご確認ください）

- ・市内に本社、支社、営業所、住所等を有する中小企業等（個人事業主を含む。）で貨物自動車運送事業（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業）を営む者
- ・令和4年12月1日時点において、貨物自動車運送事業に必要な許認可等を有し、交付申請日時点においても市内で当該貨物自動車運送事業を継続しており、かつ支援金の受領後も事業を継続する意思がある者
- ・申請日時点で市税の滞納がない者

対象車両 ※主な要件（詳細は、市ホームページをご確認ください）

- ・貨物自動車運送事業の用に供するために所有し、又はリースにより借り受けている車両（緑ナンバー又は黒ナンバーの車両であって、被けん引車は除く）
- ・自動車検査証において、「使用の本拠の位置」が高岡市内である車両
- ・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による種類のうち、普通自動車、小型自動車及び軽自動車のいずれかに該当する車両（2輪車は除く）

支援金額

- ◆普通自動車及び小型自動車 申請対象車両1台あたり **30,000円（上限100万円）**
 - ◆軽自動車 申請対象車両1台あたり **20,000円（上限50万円）**
- ※普通自動車、小型自動車及び軽自動車を所有している場合の上限は100万円

申請書類

- ①高岡市燃料価格高騰対策運送事業者等支援金交付申請書兼請求書
- ②貨物自動車運送事業に係る許認可証等（貨物軽自動車運送事業の場合は、届出書等）の写し
- ③交付対象車両全ての自動車検査証の写し
- ④交付対象車両一覧表
- ⑤振込口座が確認できるもの（通帳の写し等）
- ⑥市税完納証明書（市役所本庁舎2階市民税課窓口で取得可能）



※①④の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

受付期間

令和5年1月10日（火）～令和5年2月10日（金）（必着）

申請方法

持参、郵送又は富山県電子申請サービスにより申請してください。

【申請先】〒933-8601 高岡市広小路7番50号 産業振興部産業企画課 宛て

問合わせ先

ご不明な点等は、以下までお問い合わせください。

産業振興部 産業企画課 総務・金融係

電話番号：0766-20-1285、0766-20-1286（平日 8:30～17:15）